

改正

令和4年3月31日告示第108号

鹿屋市経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会開催要綱

(趣旨)

第1条 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第3項の規定による経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定について、公正な方法により行うとともに選定過程の透明化を図るため、鹿屋市経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会（以下「委員会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議検討し、市長に意見等を述べるものとする。

- (1) 民間事業者の企画提案書の審査及び民間事業者の選定に関すること。
- (2) 審査に必要な事項に関すること。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、委員会への参加を求めるものとする。

- (1) 林野庁九州森林管理局大隅森林管理署森林技術指導官
- (2) 鹿児島県大隅地域振興局農林水産部林務水産課技術補佐
- (3) 鹿屋市農林商工部林務水産課長
- (4) 鹿屋市農林商工部林務水産課林務係長

(運営)

第4条 委員会の参加者は、その互選により委員会を進行する座長を定めるものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 委員会の開催期間は、第2条に規定する事項が終了するまでとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、農林商工部林務水産課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月3日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第108号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。